

第 13 章 事後調査の計画

1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1 に示すとおりである。

表 13.1-1 (1/2) 事後調査を実施する項目の選定結果

環境影響評価項目	環境要因の区分	環境影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
振動	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	○
水質	工事中	造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の稼働	×
土壌	存在・供用時	施設の稼働	○
動物	工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	○
	存在・供用時	施設が存在	○
植物	工事中	造成等の工事	○
	存在・供用時	施設が存在	○
生態系	工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	○
	存在・供用時	施設が存在	○
景観	存在・供用時	施設が存在	○

注：「○」は事後調査項目に選定することを、「×」は事後調査項目から除外することを表す。

表 13.1-1 (2/2) 事後調査を実施する項目の選定結果

環境影響評価項目	環境要因の区分	環境影響要因	事後調査項目選定結果
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	×
		施設の稼働 自動車等の走行	×
史跡・文化財	存在・供用時	施設の存在	×
日照障害	存在・供用時	施設の存在	×
電波障害	存在・供用時	施設の存在	×
廃棄物等	工事中	造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○

注：「○」は事後調査項目に選定することを、「×」は事後調査項目から除外することを表す。

2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 13.1-2 に示すとおりである。

表 13.1-2 (1/2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	環境要因の区分	環境影響要因	除外する理由
水質	存在・供用時	施設の稼働	計画施設における生活系排水は下水道放流とし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流とする。公共用水域への影響はないことから、事後調査項目から除外する。
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	自然とのふれあいの場を直接改変しない。工事に伴う大気質、騒音、振動の影響について、環境の変化はほとんどないと予測される。工事により発生する濁水は沈砂池で滞留させる等適切な処理を実施した後放流する。 資材運搬等の車両の走行による交通手段の阻害の状況について、N-2 平塚公園における交通量は3.7%増加すると予測されたが、この予測条件は工事のピーク台数であり、すべての資材運搬等の車両が同じ経路を走行するという安全側の予測結果である。さらに、資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設が存在 施設の稼働 自動車等の走行	施設の稼働による影響について、騒音、低周波音、振動の予測結果によると、それらの影響は対象事業実施区域内とその近傍に留まり、大気質及び悪臭の影響については、現況を著しく悪化させるものでないと予測する。また、施設からの排水は下水道放流することから、原市沼川への影響はない。 施設の存在による影響について、景観の変化の影響が考えられるが、N-1 原市沼川（南東側約3km）は十分離れた位置であり、N-2 平塚公園は樹林に広く覆われていることから影響はほとんど無いと予測される。 ごみ収集車両等の車両の走行による交通手段の阻害の状況について、N-2 平塚公園では交通量は平日に8.2%、休日に7.4%増加すると予測されるが、この予測条件はすべてのごみ収集車両等が同じ経路を走行するという安全側の予測結果である。さらに、ごみ収集車両等が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置を講じる。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2 (2/2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	環境要因の区分	環境影響要因	除外する理由
史跡・文化財	存在・供用時	施設の存在	<p>工事においては、万一埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じることで埋蔵文化財の改変は回避されるため、事後調査項目から除外する。</p>
日照阻害	存在・供用時	施設の存在	<p>対象事業実施区域周辺への日影の影響については、予測の精度が確保されていること、また、施設の存在によって周辺地域に生じる日照阻害は、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例で規定された日影時間を超えないと予測された。</p> <p>したがって、施設の存在による日照阻害の影響については、事後調査項目から除外する。</p>
電波障害	存在・供用時	施設の存在	<p>電波障害の予測手法は精度が確保されていること、また、施設の存在に伴う電波障害の遮へい障害範囲は、対象事業実施区域内にほぼ限定されるとともに、反射障害は発生しないと予測された。</p> <p>このため、施設の存在による電波障害の影響については、事後調査項目から除外する。</p>

2 事後調査の方法等

1) 大気質

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び自動車等の走行に伴う大気質の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

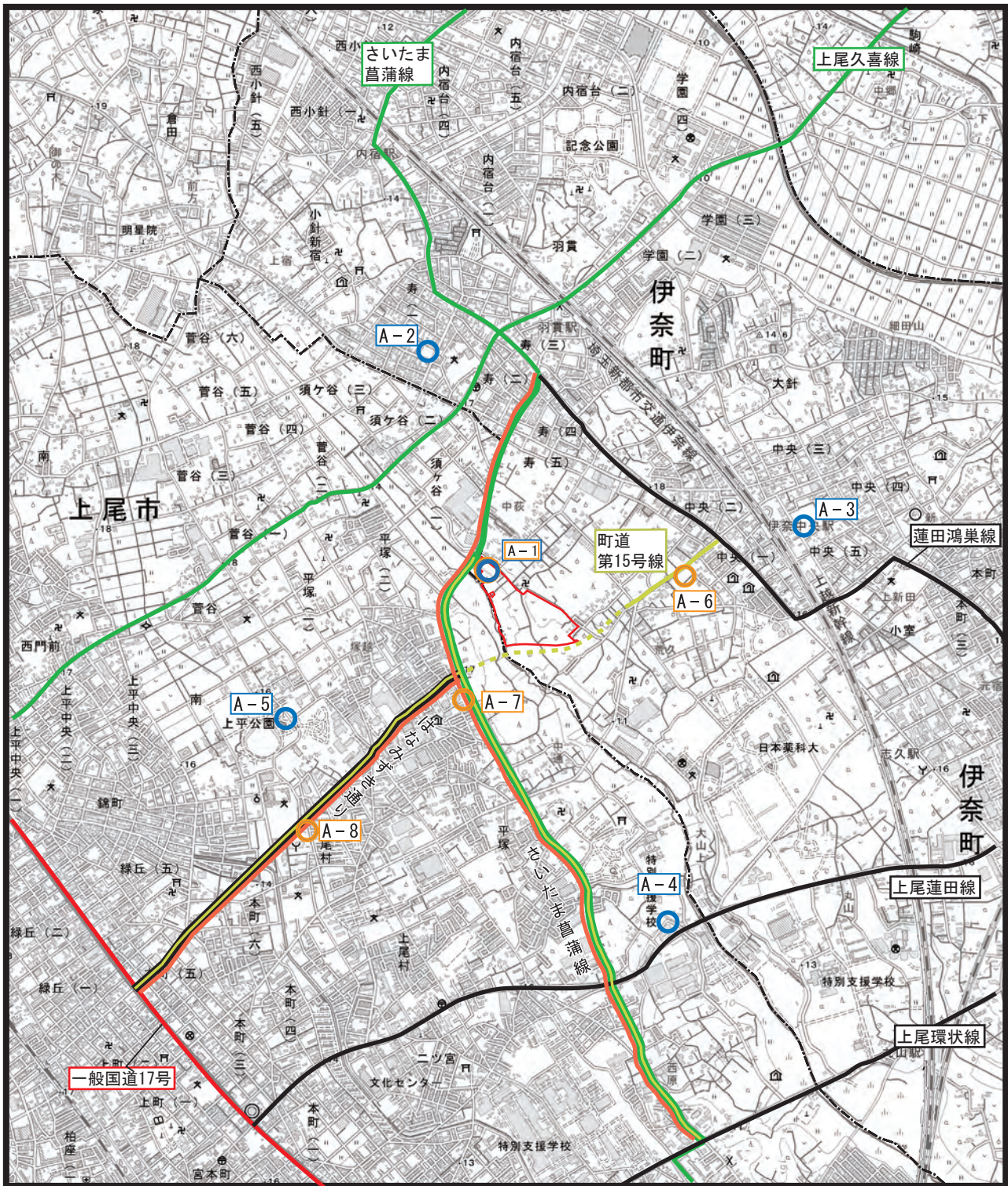
事後調査の内容は、表 13.2-1 に示すとおりである。








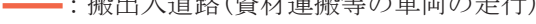

表 13.2-1 (1/2) 事後調査の内容 (工事中)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-1 参照)	調査方法
建設機械の稼働	二酸化窒素 (NO ₂)	建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期 (7日間連続)	対象事業実施区域内 1 地点	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環告第 38 号)化学発光法
	降下ばいじん	建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期 (1 か月間連続)	対象事業実施区域内 1 地点	「環境測定分析法註解」((社)日本環境測定分析協会)ダストジャー法
資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、炭化水素	資材運搬等の車両の走行による大気への影響が最大となる時期 (7日間連続)	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 3 地点 (現地調査地点に同じ)	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環告第 38 号)化学発光法 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環告第 25 号)β線吸収法 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」(昭和 52 年環大企第 61 号) FID による直接法

表 13.2-1 (2/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-1 参照)	調査方法
施設の稼働	二酸化窒素 (NO ₂)、 二酸化硫黄 (SO ₂)、 浮遊粒子状物質 (SPM)、 微小粒子状物質 (PM _{2.5})、 水銀及びその化合物、 塩化水素、 ダイオキシン類	施設の稼働が定常の 状態となる時期(4季 ×7日間連続)	対象事業実施区域 及びその周辺地域 4地点	「二酸化窒素に係る環境基準 について」(昭和53年環告 第38号)化学発光法 「大気汚染に係る環境基準 について」(昭和48年環告第 25号)紫外線蛍光法 「大気汚染に係る環境基準 について」(昭和48年環告第 25号)β線吸収法 「微小粒子状物質による大 気汚染に係る環境基準に ついて」(平成21年環境省告 示第33号)自動測定機によ る方法 「有害大気汚染物質測定方 法マニュアル」(平成23年環 境省)金アマルガム捕集加 熱気化冷原子吸光法 「大気汚染物質測定法指 針」(昭和62年環境庁)イ オンクロマトグラフ法 「ダイオキシン類による大 気汚染、水質の汚濁及び 土壌の汚染に係る環境基準 について」(平成11年環告第 68号) ダイオキシン類に係る大気 環境調査マニュアル(令和4 年環境省)
自動車等の走行 (ごみ収集車両 等の走行)	二酸化窒素 (NO ₂)、 浮遊粒子状物質 (SPM)、 炭化水素	施設の稼働が定常の 状態となる時期(4季 ×7日間連続)	ごみ収集車両等の 主要な走行経路上 の4地点(現地調査 地点に同じ)	「二酸化窒素に係る環境基準 について」(昭和53年環告 第38号)化学発光法 「大気汚染に係る環境基準 について」(昭和48年環告第 25号)β線吸収法 「環境大気中の鉛・炭化水 素の測定について」(昭和52 年環大企第61号)FIDによ る直接法



- 凡例
-  : 対象事業実施区域
 -  : 市町界
 -  : 一般環境大気質調査地点
 -  : 沿道環境大気質調査地点
 -  : 国道
 -  : 主要地方道
 -  : 一般都道府県・指定市の一般市道
 -  : 搬入搬出道路(資材運搬等の車両の走行)
 -  : 搬入搬出道路
(自動車等の走行(ごみ収集車両等の走行)
(破線部分は計画道路を示す。))



S = 1:25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図13.2-1 大気質調査地点

2) 騒音・低周波音

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び自動車等の走行に伴う騒音・低周波音の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

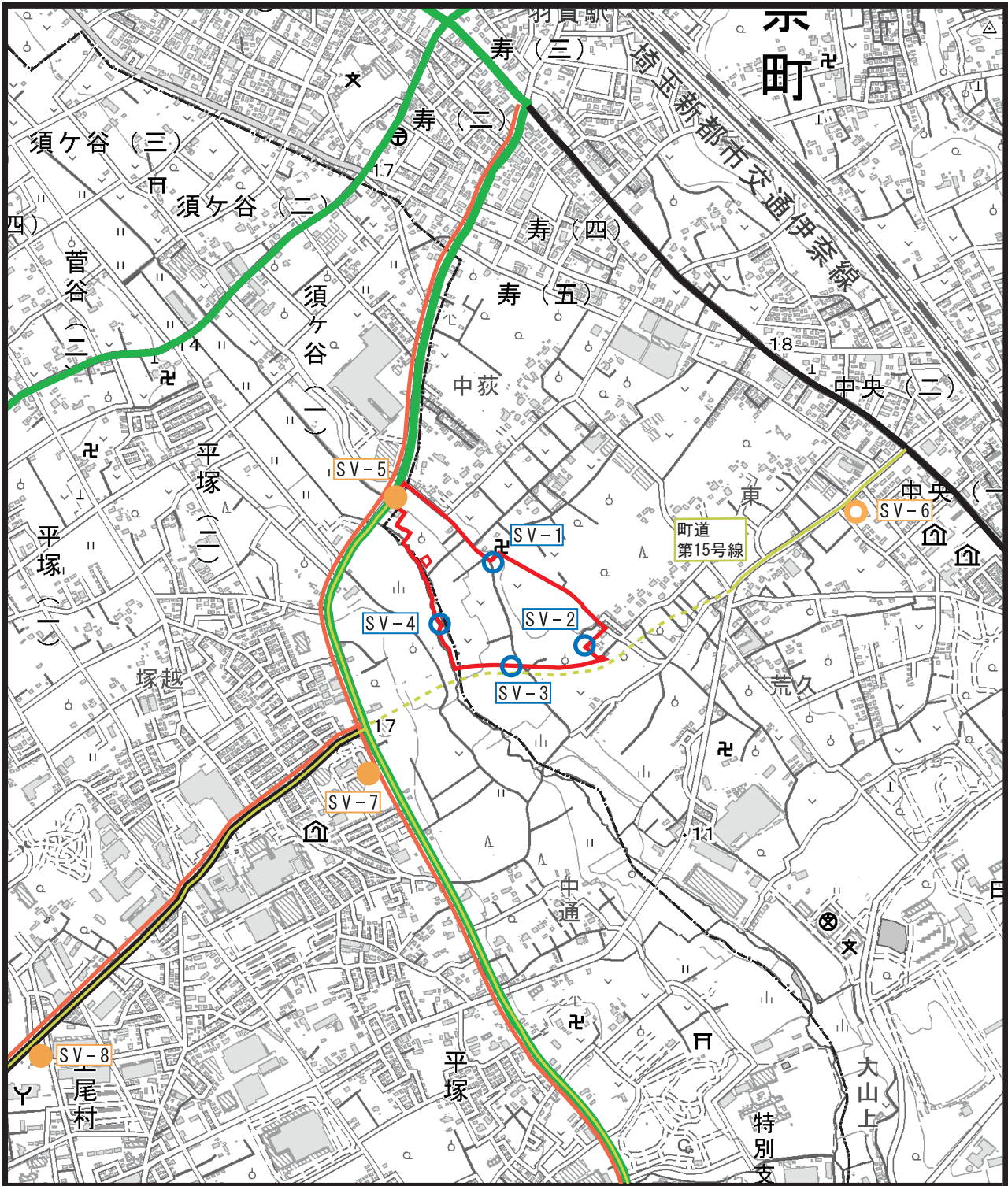
事後調査の内容は、表 13.2-2 に示すとおりである。

表 13.2-2 (1/2) 事後調査の内容 (工事中)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-2 参照)	調査方法
建設機械の稼働	建設作業騒音(環境騒音)	建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期(平日 8~17 時)	対象事業実施区域敷地境界 4 地点	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)に定める方法
資材運搬等の車両の走行	道路交通騒音 自動車交通量	資材運搬等の車両の走行による騒音の影響が最大となる時期(平日 6~22 時)	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 3 地点(現地調査地点に同じ)	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める方法、時間別車種別交通量をカウンターで計測(二輪車、小型車、大型車)

表 13.2-2 (2/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-1 参照)	調査方法
施設の稼働	環境騒音 低周波音	施設の稼働が定常の状態となる時期(平日・休日の 24 時間連続)	対象事業実施区域及びその周辺地域 4 地点	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号)に定める方法 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月環境庁大気保全局)に定める方法
自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	道路交通騒音 自動車交通量	施設の稼働が定常の状態となる時期(平日・休日の 6~22 時)	ごみ収集車両等の主要な走行経路上の 4 地点(現地調査地点に同じ)	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める方法、時間別車種別交通量をカウンターで計測(二輪車、小型車、大型車)



凡例 : 対象事業実施区域 : 市町界

- : 騒音・振動調査地点
(資材運搬等の車両及び自動車等の走行)
- : 騒音・振動地点
(自動車等の走行)
- : 環境騒音・振動・低周波音調査地点
(建設機械の稼働及び施設の稼働)
- : 主要地方道
- : 一般都道府県・指定市の一般市道
- : 搬入道路(資材運搬等の車両の走行)
- : 搬入道路
(自動車等の走行(ごみ収集車両等の走行))



S = 1:12,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図13.2-2 騒音、低周波音、振動調査地点

3) 振動

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び自動車等の走行に伴う振動の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 13.2-3 に示すとおりである。

表 13.2-3 (1/2) 事後調査の内容 (工事中)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-2 参照)	調査方法
建設機械の稼働	建設作業振動(環境振動)	建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期(平日 8~17 時)	対象事業実施区域敷地境界 4 地点	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)」に定める方法
資材運搬等の車両の走行	道路交通振動 自動車交通量(騒音調査と兼ねる)	資材運搬等の車両の走行による振動の影響が最大となる時期(平日 24 時間連続)	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 3 地点(現地調査地点に同じ)	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)」に定める方法、時間別車種別交通量をカウンターで計測(二輪車、小型車、大型車)

表 13.2-3 (2/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-1 参照)	調査方法
施設の稼働	環境振動	施設の稼働が定常の状態となる時期(平日・休日の 24 時間連続)	対象事業実施区域及びその周辺地域 4 地点	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)」に定める方法
自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	道路交通振動 自動車交通量(騒音調査と兼ねる)	施設の稼働が定常の状態となる時期(平日・休日の 8~19 時)	ごみ収集車両等の主要な走行経路上の 4 地点(現地調査地点に同じ)	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)」に定める方法、時間別車種別交通量をカウンターで計測(二輪車、小型車、大型車)

4) 悪臭

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、存在・供用時における施設の稼働に伴う悪臭の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 13.2-4 に示すとおりである。



表 13.2-4 事後調査の内容（存在・供用時）


項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-3 参照)	調査方法
施設の稼働	特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	施設の稼働が定常の 状態となる時期 (夏季)	対象事業実施区域 敷地境界（風上、風 下）及び周辺地域 4 地点	特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定方法」(昭和 47 年環告示第 9 号)、 臭気指数：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環告示第 63 号)

注：特定悪臭物質については、対象事業実施区域でのみ調査を実施する。



凡例

 : 対象事業実施区域  : 市町界

 : 悪臭調査地点



S = 1:25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図13.2-3 悪臭調査地点

5) 水質

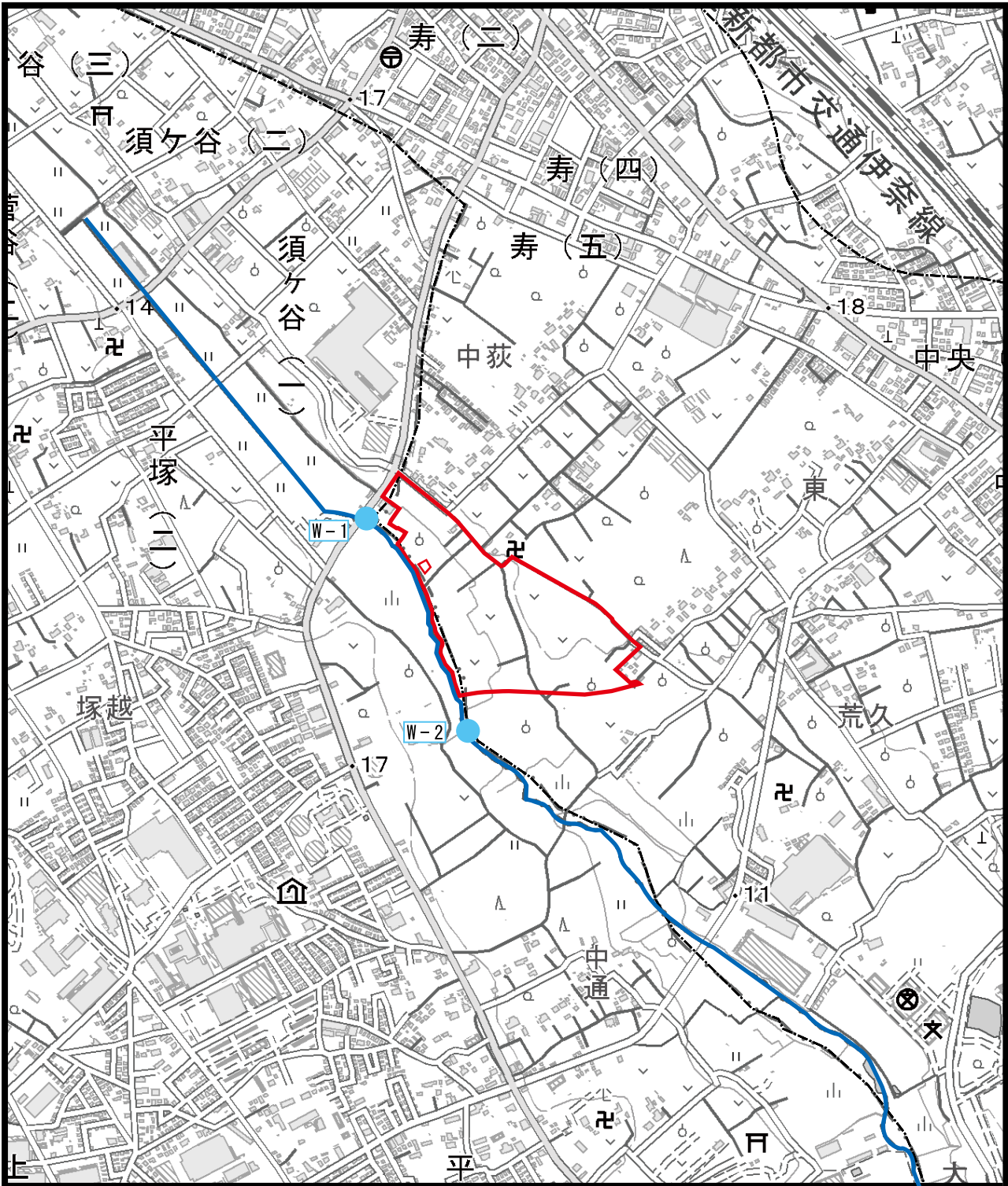
本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における造成等の工事に伴う水質の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 13.2-5 に示すとおりである。

表 13.2-5 事後調査の内容（工事中）

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-4 参照)	調査方法
造成等の工事	浮遊物質 pH 流量	造成等の工事期間中において、濁水の発生が想定される降雨時 3 回 造成工事時、杭工事時、躯体工事時を想定（コンクリート打設時を含む）	排水口（公共用水域への放流地点、原市沼川の 2 地点（現地調査地点に同じ）	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環告第 59 号）に基づく方法



凡例

- : 対象事業実施区域 : 市町界
- : 原市沼川
- : 水質調査地点



S = 1:10,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図13.2-4 水質調査地点

6) 土壌

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、存在・供用時における施設の稼働に伴う土壌の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。




事後調査の内容は、表 13.2-6 に示すとおりである。

表 13.2-6 事後調査の内容（存在・供用時）

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-5 参照)	調査方法
施設の稼働	ダイオキシン類	施設の稼働が定常の状態となる時期 (1回)	対象事業実施区域 周辺地域4地点(現地調査地点に同じ)	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環告第68号)に定める方法



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町界
-  : 土壌調査地点



S = 1:25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図13.2-5 土壌調査地点

7) 動物

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事、並びに存在・供用時における施設の存在に伴う動物の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

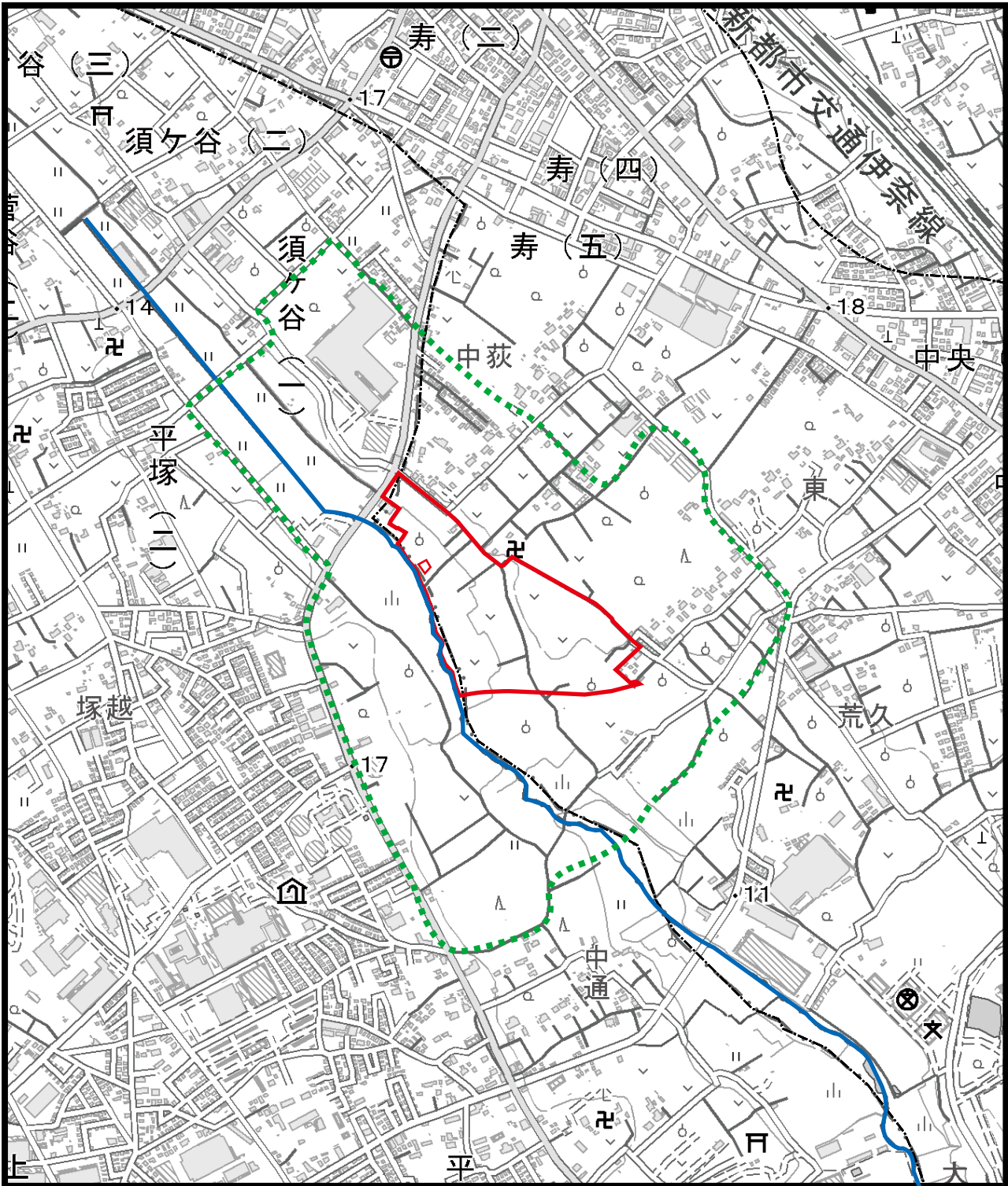
事後調査の内容は、表 13.2-7 に示すとおりである。

表 13.2-7 (1/2) 事後調査の内容 (工事中)





項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-6 参照)	調査方法
建設機械の稼働 資材運搬等の車 両の走行 造成等の工事	保全すべき種等	造成工事前 1 回	対象事業実施区域 内	任意観察法(直接観察法)を 基本とする。
	保全すべき種の生息 状況及び生息環境の 状況 (アズマヒキガエル)	早春季に 1 回 (工事期間中経過観 察)	対象事業実施区域 及びその境界から 概ね 200m 程度の範 囲を目安とする。	

表 13.2-7 (2/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-6 参照)	調査方法
施設の存在	保全すべき種の生息 状況及び生息環境の 状況 (アズマヒキガエル)	施設の稼働が定常の 状態となる時期の 1 年間に保全すべき種 の状況が把握しやす い時期 (早春季 1 回)	対象事業実施区域 及びその境界から 概ね 200m 程度の範 囲を目安とする。	任意観察法(直接観察法)を 基本とする。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町界
-  : 調査範囲
-  : 原市沼川



S = 1:10,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図13.2-6 動物、植物調査地点

8) 植物

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における造成等の工事、並びに存在・供用時における施設の存在に伴う植物の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 13.2-8 に示すとおりである。

表 13.2-8 (1/2) 事後調査の内容 (工事中)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-6 参照)	調査方法
造成等の工事	保全すべき種等の移植 (コイヌガラシ、ウキヤガラ)	造成工事前 1 回	対象事業実施区域内	種子や株、表土を採取し、プランターにて生長させ、移植先が整備されるまで、生育を維持する。
	保全すべき種の生育状況及び生育環境の状況 (コイヌガラシ)	春季、秋季に各 1 回 (工事期間中経過観察)	対象事業実施区域及びその境界から概ね 200m 程度の範囲を目安とする(原市沼川を含む)。	任意観察法
	保全すべき種の生育状況及び生育環境の状況 (コウホネ、ヤマトミクリ、ヤマトミクリ群落)	夏季、秋季に毎年各 1 回 (工事期間中経過観察)	対象事業実施区域及びその境界から概ね 200m 程度の範囲を目安とする(原市沼川を含む)。	任意観察法、植生調査

表 13.2-8 (2/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-6 参照)	調査方法
施設の存在	保全すべき種等の移植 (コイヌガラシ、ウキヤガラ)	湿地環境の創出後 1 回	対象事業実施区域内	プランターにて生長させた株や種子を湿地環境及びその周辺へ移植する。
	保全すべき種の生育状況及び生育環境の状況 (コイヌガラシ)	施設の稼働が定常の状態となる時期に春季、秋季に各 1 回	対象事業実施区域及びその境界から概ね 200m 程度の範囲を目安とする(原市沼川を含む)。	任意観察法
	保全すべき種の生育状況及び生育環境の状況 (コウホネ、ヤマトミクリ、ヤマトミクリ群落)	施設の稼働が定常の状態となる時期に夏季、秋季に各 1 回	対象事業実施区域及びその境界から概ね 200m 程度の範囲を目安とする(原市沼川を含む)。	任意観察法、植生調査

9) 生態系

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、存在・供用時における施設の存在に伴う生態系の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 13.2-9 に示すとおりである。

表 13.2-9 (1/2) 事後調査の内容 (工事中)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-7 参照)	調査方法
造成等の工事	注目種の状況(生息状況及び生息環境) (オオタカ)	造成の工事の最盛期の1年間に、保全すべき種の状況が把握しやすい時期 (オオタカの繁殖時期(2月~7月)の毎月1回(3日/月×6ヵ月)とする。	対象事業実施区域及びその境界から概ね2,000m程度の範囲を目安とする(繁殖箇所を含む)。 3定点	任意観察法

表 13.2-9 (2/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-7 参照)	調査方法
施設の存在	注目種の状況(生息状況及び生息環境) (オオタカ)	施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間に注目種の状況が把握しやすい時期 (オオタカの繁殖時期(2月~7月)の毎月1回(3日/月×6ヵ月)とする。	対象事業実施区域及びその境界から概ね2,000m程度の範囲を目安とする(繁殖箇所を含む)。 3定点	定点観察法



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 猛禽類調査地点(定点)



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図13.2.7 生態系調査地点

10) 景観

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、存在・供用時における施設の存在に伴う景観の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。



事後調査の内容は、表 13.2-10 に示すとおりである。


表 13.2-10 事後調査の内容（存在・供用時）

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点 (図 13.2-8 参照)	調査方法
施設の存在	眺望景観	施設の稼働が定常の状態となる時期の冬季 1 回	対象事業実施区域 周辺地域 11 地点(現地調査地点に同じ)	写真撮影による



凡例

 : 対象事業実施区域  : 市町界

 : 景観調査地点



S = 1:25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図13.2-8 景観調査地点

11) 廃棄物等

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における造成等の工事、並びに存在・供用時における施設の稼働に伴う廃棄物等の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 13.2-11 に示すとおりである。

表 13.2-11 (1/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
造成等の工事	廃棄物等 (廃棄物発生量、再資源化率、最終処分量)	工事期間内	対象事業実施区域内	工事の実施状況、廃棄物の処理実績の把握・集計による方法

表 13.2-11 (2/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	廃棄物等 (廃棄物発生量、再資源化率、最終処分量)	施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間	対象事業実施区域内	運転記録、廃棄物の処理実績の把握・集計による方法

12) 温室効果ガス等

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び自動車等の走行に伴う温室効果ガス等の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 13.2-12 に示すとおりである。

表 13.2-12 (1/2) 事後調査の内容 (工事中)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス	工事期間内	対象事業実施区域内	工事の実施状況等の記録の把握・集計による方法

表 13.2-12 (2/2) 事後調査の内容 (存在・供用時)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働 自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	温室効果ガス	施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間	対象事業実施区域内	施設の稼働状況等の記録の把握・集計による方法

13) 事後調査の工程

本事業の実施にあたり、調査を予定する事後調査の工程を表 13.2-13 に示す。

表 13.2-13 事後調査工程

分類	工 種	工事1年目 (令和9年度)	工事2年目 (令和10年度)	工事3年目 (令和11年度)	工事4年目 (令和12年度)	工事5年目 (令和13年度)	工事6年目 (令和14年度)	供用 (令和15年度)
工事工程	実施設計	■						
	仮設準備工事、造成工事	■	■					
	杭工事、山留・土工			■	■			
	工場棟本体工事			■	■	■	■	
	外構工事					■	■	
	無負荷調整、負荷試運転						■	■
	竣工、施設供用							■
事後調査	大気質 工事中		■	■	■	■	■	■
	大気質 存在・供用時							■
	騒音・低周波音 工事中		■	■	■	■	■	■
	騒音・低周波音 存在・供用時							■
	振動 工事中		■	■	■	■	■	■
	振動 存在・供用時							■
	悪臭 存在・供用時							■
	水質 工事中		■	■	■	■	■	■
	水質 存在・供用時							■
	動物 工事中	■	■	■	■	■	■	■
	動物 存在・供用時							■
	植物 工事中	■	■	■	■	■	■	■
	植物 存在・供用時							■
	生態系 工事中	■	■	■	■	■	■	■
	生態系 存在・供用時							■
	景観 存在・供用時							■
廃棄物等 工事中	■	■	■	■	■	■	■	
廃棄物等 存在・供用時							■	
温室効果ガス等 工事中	■	■	■	■	■	■	■	
温室効果ガス等 存在・供用時							■	

注：現時点で想定する工事工程であり、今後変更となる可能性がある。

3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行う。

4 事後調査の実施体制

1) 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中については、工事期間終了後、存在・供用時については、施設の供用後に実施する調査完了後の適切な時期に提出するものとし、提出時期は表 13.4-1 に示す予定とする。

表 13.4-1 事後調査書の提出時期（予定）

区分	提出時期
工事中	工事期間（～令和 14 年度後）の終了後、速やかに提出するものとし、令和 16 年度を目安とする。
存在・供用時	供用開始（令和 15 年度）後、1 年間調査を実施、完了後、速やかに提出するものとし、令和 16 年度とする。

2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市決定権者である伊奈町が実施する。